

新潟県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第6号

新潟県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成21年新潟県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条（略）</p> <p><u>（監事の職務及び監査報告の作成）</u></p> <p>第1条の2 <u>法第13条第4項の規定により規則で定める事項は、この条の定めるところによる。</u></p> <p><u>2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第1号並びに第5項第3号及び第4号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。</u></p> <p><u>（1）法人の役員及び職員</u></p> <p><u>（2）前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者</u></p> <p><u>3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。</u></p> <p><u>4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。</u></p> <p><u>5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p><u>（1）監事の監査の方法及びその内容</u></p> <p><u>（2）法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標（法第25条第1項に規定する中期目標をいう。以下同じ。）の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見</u></p> <p><u>（3）法人の役員職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他当該法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見</u></p> <p><u>（4）法人の役員職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実</u></p> <p><u>（5）監査のため必要な調査ができなかったときは、</u></p>	<p>第1条（略）</p>

その旨及びその理由

(6) 監査報告を作成した日

(監事の調査の対象となる書類)

第1条の3 法第13条第6項第2号の規則で定める書類は、法、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）、地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）及びこの規則の規定に基づき知事に提出する書類とする。

第5条 （略）

第6条から第8条まで 削除

第10条 （略）

(事業報告書の作成)

第10条の2 法第34条第2項の規定により規則で定める事業報告書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法人に関する基礎的な情報

ア 目標、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、設立団体名、組織図その他の法人の概要

イ 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地

ウ 資本金の額（前事業年度末からの増減を含む。）

エ 法人が設置する大学に在学する学生の数

オ 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

カ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに法人への出向者の数

第5条 （略）

(各事業年度に係る業務の実績の報告)

第6条 法人は、法第28条第1項の規定により評価を受けようとするときは、年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後3月以内に新潟県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

(中期目標に係る事業報告書の記載事項)

第7条 法第29条第1項の事業報告書においては、当該中期目標に定められた項目ごとにその実績を明らかにしなければならない。

(中期目標に係る業務の実績の報告)

第8条 法人は、法第30条第1項の規定により評価を受けようとするときは、当該中期目標に定められた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間の終了後3月以内に委員会に提出しなければならない。

第10条 （略）

キ 非常勤職員の数

(2) 財務諸表の要約

(3) 財務情報

ア 財務諸表に記載された事項の概要

イ 重要な施設等の整備等の状況

ウ 予算及び決算の概要

(4) 事業に関する説明

ア 財源の内訳

イ 財務情報及び事業の実績に基づく説明

(5) その他事業に関する事項

(財務諸表等の閲覧期間)

第11条 法第34条第3項の規則で定める期間は、6年とする。

(会計監査報告の作成)

第11条の2 法第35条第1項の規定により規則で定める事項は、この条の定めるところによる。

2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

(1) 法人の役員（監事を除く。）及び職員

(2) 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 会計監査人は、法第34条第1項に規定する財務諸表並びに同条第2項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

(1) 会計監査人の監査の方法及びその内容

(2) 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のアからウまでに掲げる意見の区分に応じ、当該アからウまでに定める事項

ア 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

イ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人

(財務諸表等の閲覧期間)

第11条 法第34条第4項の規則で定める期間は、6年とする。

の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ウ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

(3) 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

(4) 追記情報

(5) 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

(6) 会計監査報告を作成した日

4 前項第4号の「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

(1) 正当な理由による会計方針の変更

(2) 重要な偶発事象

(3) 重要な後発事象

(納付金の納付の手続)

第14条 法人は、法第40条第5項の残余があるときは、同項の規定により納付しなければならない額（以下「納付金」という。）の計算書に、当該中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該事業年度の次の事業年度の6月30日までに、知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

第18条 （略）

(内部組織)

第19条 法第56条の2第1号の規定により規則で定める法人の内部組織は、現に存する理事長の直近下位の内部組織（地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の施行の日以後のものに限る。次項において同じ。）として次に掲げるもの（次項において「現内部組織」という。）であって再就職者（離職後2年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前5年間に在職していたものとする。

(1) 役員（理事長を除く。）

(2) 当該法人の設置する大学

2 直近7年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織として前項各号に掲げるものであって再就職者が離職前5年間に在職していたも

(納付金の納付の手続)

第14条 法人は、法第40条第6項の残余があるときは、同項の規定により納付しなければならない額（以下「納付金」という。）の計算書に、当該中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該事業年度の次の事業年度の6月30日までに、知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

第18条 （略）

のが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合であつては他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前5年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

（管理又は監督の地位）

第20条 法第56条の2第2号に規定する管理又は監督の地位として規則で定めるものは、法人の教育研究上の重要な組織の長若しくは法人の職員の給与の支給の基準に基づき管理職手当の支給を受ける地位又はこれらに準ずる地位として法人が定めるものとする。

（業務実績等報告書）

第21条 法第78条の2第2項に規定する報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

- (1) 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目
- (2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書並びに中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた項目

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。